

自家発電 Q & A ③

自家発電に対する保安規制等について（その3）

自家発電設備はその設置目的・用途から、常用と非常用、また、法律によって設置が義務づけられる防災用とそれ以外のもの等に分けることができます。6月号では、自家発電設備を設置目的・用途から区分した場合の法令上の保安規制について解説します。

Q 1

自家発電設備を常用と非常用に分けた場合、電気事業法上の保安規制には違いがあるのでしょうか。

A 1

電気事業法では、事業用電気工作物（※）としての適用を受ける自家発電設備の設置者に対し、設備の保安管理のための保安規制を課しています。自家発電設備を常用と非常用に分けた場合の保安規制について、その概要を表1に示します。

※内燃力発電設備……出力10kW以上のもの、ガスタービン発電設備……全てのもの

表1 電気事業法による保安規制

	常用自家発電設備	非常用自家発電設備
取扱い	発電所	需要設備の附帯設備
技術基準	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用火力設備に関する技術基準及び同解釈 ・電気設備に関する技術基準及び同解釈 	
主任技術者等	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の選任、届出、 ・保安規程の作成、届出 	
工事計画 事前届出	保安関係（設備）の届出	
	<ul style="list-style-type: none"> ・内燃力発電設備 ……出力10,000kW以上のもの ・ガスタービン発電設備 ……出力1,000kW以上のもの 	受電電圧10,000V以上の需要設備に附帯する発電設備
	公害防止関係の届出（ばい煙発生施設に該当するもの）	
検査	使用前自主検査及び定期事業者検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電設備 ……出力1,000kW以上のもの 	使用前自主検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受電電圧10,000V以上の需要設備に附帯する発電設備
	定期報告（自家用発電所運転報告） <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備で出力1,000kW以上のもの 	—
報告	事故報告 <ul style="list-style-type: none"> ・感電死傷事故、電気火災事故、一定規模以上の発電設備の損壊事故 	

Q 2

自家発電設備に対する消防法の保安規制として、電気事業法と同じく自家発電設備を常用と非常用に分けることで、違いが出てくるのでしょうか。

A 2

消防法による保安規制は常用、非常用の別ではなく、自家発電設備が消防用設備の非常電源として設置される防災用のものであるか否かにより内容が変わります。防災用の自家発電設備は国が定める消防法令と市町村が定める火災予防条例の両方により規制されます。防災用以外の自家発電設備は火災予防条例により「火を使用する設備」としての規制を受けます。規制の概要を防災用とそれ以外の自家発電設備に分け、表2に示します。

表2 消防法による保安規制

	防災用の自家発電設備	左記以外の自家発電設備
技術基準	消防法施行規則第12条 自家発電設備の基準（告示第1号） 火災予防条例（※1）	火災予防条例（※1）
設置基準	消防法施行規則第12条 非常電源（自家発電設備）試験基準（通知） 火災予防条例（※1）	火災予防条例（※1）
設備届出	工事整備対象設備等着工届（※2） 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届(※3) 発電設備設置届（※4）	発電設備設置届（※4）
完成検査	完成検査（※5）	—
危険物届出	危険物貯蔵所設置許可申請（指定数量以上の場合） 危険物貯蔵所完成検査申請（指定数量以上の場合） 少量危険物貯蔵・取扱届（指定数量の1/5以上指定数量未満の場合）（※6）	
点検	非常電源（自家発電設備）点検基準（告示） 非常電源（自家発電設備）点検要領（通知）	火災予防条例（※7）
報告	消防用設備等点検結果報告（※8）	—

- ※1. 「火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等」による。
- ※2. 非常電源関係図書を添付する。
- ※3. 「非常電源（自家発電設備）試験結果報告書」を添付する。
- ※4. 火災予防条例の「火を使用する設備等の設置の届出」の規定による。
- ※5. 消防機関が「非常電源（自家発電設備）試験基準」により設備の基準適合の検査を行う。
- ※6. 火災予防条例の「指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等」の規定による。
- ※7. 「火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等」による。
- ※8. 非常電源（自家発電設備）点検票を添付し、自家発電設備が設置された防火対象物の種類が、特定防火対象物では1年に1回、その他の防火対象物の場合は3年に1回報告する。

Q 3

建築基準法では、自家発電設備を建築設備の予備電源として必要な規制を設けていますが、これ以外の規制事項として何か設けていますか。

A 3

自家発電設備は建築物の電気設備の一部であることから、建築基準法第32条（電気設備）では「建築物の電気設備は、法律又はこれに基く命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するものの定める工法によって設けなければならない」と定めています。これにより、建築基準法上の自家発電設備は、予備電源としての規制の外に、建築物の電気設備として、関係法令（電気事業法、消防法等）の電気工作物に係る建築物の安全、防火に関する規定により設けることが義務づけられています。